

甲斐市議会建設経済常任委員会会議録

1. 開催日時 平成27年8月25日

2. 招集場所 甲斐市役所委員会室A

出席委員（6名）

委員長	赤澤厚君	副委員長	池神哲子君
	清水正二君		米山昇君
	山本英俊君		藤原正夫君

欠席委員（なし）

傍聴議員（8名）

議長	有泉庸一郎君		五味武彦君
	小澤重則君		斉藤芳夫君
	山本今朝雄君		三浦進吾君
	内藤久歳君		保坂芳子君

説明のため出席した者の職氏名

建設産業部長	飯室崇君	建設課長	岩下和也君
農林振興課長	下笹俊彦君	商工観光課長	長田裕二君
建設総務係長	高橋努君	建設管理係長	高須秀樹君
建設土木係長	興石文明君	建設開発指導係	二宮千栄君
農林振興係長	保坂義実君	商工労働係長	三井美樹君
観光交流係長	森澤篤史君		

職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長	武川訓	書記	山岡広司
--------	-----	----	------

書 記 有 野 恵 里

内容

- 1 委員派遣について
- 2 現地視察
牛句地区林地開発について（農林振興課）
- 3 甲斐市土砂等による土地の埋立て等の規制の概要について（建設課）
- 4 ゆるキャラグランプリについて（商工観光課）
- 5 意見交換会について

開会 午後 1時26分

○書記（有野恵里君） 改めまして皆さんこんにちは。

これより建設経済常任委員会を開会いたします。

初めに、次第の2番として、委員長よりご挨拶をいただき、引き続き、委員長の進行により議事を進めてまいります。

それでは、赤澤委員長、よろしくお願いいたします。

○委員長（赤澤 厚君） 改めてこんにちは。

大変ご苦労さまでございます。

お盆が明けて、ようやくと何か若干きょうあたりなんか涼しいかなと思っておりますけれども、あいにくきょうはお天気がちょっと思わしくなくて、当初は現地調査の予定が入っているんですけども、何とか雨がもってもらえればいいのかというように思っているところでございます。

いろいろな前も何人かの議員のほうから質問があった牛句の埋め立てというところですけども、現地のほうで説明をしていただくそうですので、質疑のほうをまた皆さんのほうから出していただければありがたいなと思っておりますので、よろしくお願いいたしますと思います。

以上です。ご苦労さまです。

ただいまの出席委員は7名でございます。定足数に達しておりますので、これより建設経済常任委員会を開会します。

○委員長（赤澤 厚君） 本日の会議を開きます。

本日の委員会は、お手元に配付した次第のとおり進めたいと思います。

また、質疑は委員の質疑を受けた後に、傍聴議員の質疑を受けたいと思います。

なお、傍聴議員の質疑は、さきに申し合わせのとおり、会派の割り当て人数により行い、質問は1問とし、再質問は1回までといたします。

それでは、これより次第第3の内容に入ります。

初めに、委員派遣についてお諮りいたします。

ただいまお手元に配付いたしました委員派遣計画（案）をごらん願います。

ここで、お諮りいたします。本日は現地視察を予定しております。視察の日程は委員派遣計画（案）により、委員を派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（赤澤 厚君） 異議なしと認めます。

よって、計画のとおり派遣することに決定しました。

なお、派遣承認申請は委員長において作成し議長に提出したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（赤澤 厚君） 異議なしと認め、そのようにいたします。

それでは、現地視察について、初めに担当より説明を受けたいと思います。

牛句地区林地開発について、農林振興課より説明をお願いいたします。

下笹農林振興課長。

○農林振興課長（下笹俊彦君） お疲れさまです。きょうはよろしくお願ひいたします。

それでは、現地視察出発前に牛句地区林地開発許可につきまして、概略を説明させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

県の公共工事の発生残土の埋め立てを目的として、北部開発株式会社より山梨県知事宛てに平成25年12月20日付で林地開発許可申請書が提出されました。県では林地開発指導要綱に基づく指導、補正、修正等の審査を経まして、平成26年5月13日付で甲斐市に対しまして意見書の提出に伴う照会があったところでございます。これを受けまして、市では関係部署で構成する土地利用対策検討会を開催し、土砂の流出、崩壊などを初めとする災害発生を未然に防止するための対策措置、地球温暖化の影響によるゲリラ豪雨等も想定した上での調整池の確保、地元住民等への説明会の開催など、開発に伴う各関係課の意見を抽出し、市としての意見を取りまとめ県知事宛てに提出し、平成26年6月27日付で林地開発申請が許可されました。あわせて、平成26年6月30日付で土砂の埋立て等の規制に関する条例に基づく申請が許可されたものであります。

このことを踏まえまして、甲斐市農林振興課では平成26年7月15日に開催された建設経済常任委員会において、この開発許可にかかわる概要等を説明したところであります。

本日は、開発許可後の工事の進捗状況を、現場の状況を見ながら、施工業者であります北

部開発株式会社より説明させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、現地に移動していただきますが、農林振興課で先導させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長（赤澤 厚君） 説明が終わりました。

今、課長から申したとおり、質疑等は現地のほうで行いたいと。北部開発のほうで責任者が説明をしていただけるようです。おおむね1時間ぐらいの予定でおります。できるだけ時間等厳守して質疑等をお願ひしたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、現地に移動するため、ここで暫時休憩といたします。

休憩 午後 1時32分

再開 午後 3時29分

○委員長（赤澤 厚君） それでは、会議を再開いたします。

現地調査、大変ご苦労さまでございました。

牛句地区林地開発について、現地において説明を受けましたので、ここでは特に市の関係、道路、水路取り付け等のことで特にお聞きたいことがあったら質疑を受けたいと思ひますけれども、よろしくお願ひします。

質疑ございますか。ありませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（赤澤 厚君） それでは、委員の質疑を終了いたします。

傍聴議員の質疑を許します。

質疑ございますか。

内藤議員。

○議員（内藤久歳君） きょうは道路の説明の中で、70メートルごとに退避場をつくるということなんだけれども、あと管理上の問題で、市の管理とそれから向こうが使う側の維持管理の協定というか、そういう何かあったときにはどういうふうにするかという、その辺のところの約束というか、そんなようなことはどんなことになっているんですかね。

○委員長（赤澤 厚君） 岩下課長。

○建設課長（岩下和也君） 先ほどの牛句の土砂の運搬に対しての市道の管理のほうでござい

ますが、坂本建運のほうとお話しをさせていただいた中で、管理については全部坂本建運になります。そして、陥没等が発生した場合は坂本建運の手において直していただくと。ただ、うちのほうもそれで放っておくわけにはいきませんので、敷島の地域課を交えた中で、道路パトロールとして管理の徹底はしていきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（赤澤 厚君） 内藤議員。

○議員（内藤久歳君） わかりました。

そういうことになると、あそこの市道の管理上の、市からの財源の支出は基本的にはないという認識でいいですか。その辺のところを。

○委員長（赤澤 厚君） 岩下課長。

○建設課長（岩下和也君） 土砂運搬が行われている間につきましては、もう言い方をかえれば、11トンの大型トラックがあそこを行き来している間については、坂本建運のほうの責任の中で直していただく形になりますので、市の支出はございません。

○委員長（赤澤 厚君） そのほかありますか。

[発言する者なし]

○委員長（赤澤 厚君） なければ質疑を終了いたします。

以上で、牛句地区林地開発についてを終了いたします。

次に、内容3番、甲斐市土砂等による土地の埋立て等の規制の概要について担当より説明をお願いいたします。

岩下課長。

○建設課長（岩下和也君） 大変お疲れさまです。よろしく願いいたします。

甲斐市土砂等による土地の埋立て等の規制の概要について説明をさせていただきます。

常任委員会資料1ページをお願いいたします。

1、制定の背景及び目的ですが、近年、土砂等の捨て場が減少したことにより、建築工事などで発生した残土について、3,000平米以上の土地の形質を変更する場合は、山梨県で平成24年度から施行している土砂の埋立て等の規制に関する条例により届け出が必要になっております。違反者には罰則規定もあります。

しかし、県において届け出が必要なのは3,000平米以上で、3,000平米未満の場合は届け出が必要ないため、甲斐市内においても平成22年ごろから、駒沢地区、菖蒲沢地区、竜王地区において無作為に土砂の投棄が行われ、土砂の流出や崩壊の危険性、ダンプ往来の危険

性、道路の汚れや破損、農地転用の違反などの苦情が発生しております。

このような背景から、危険や環境破壊を伴う悪質な投棄につきましては、ほかの類似条例や山梨県及び他市町村条例と同様に、土砂等による土地の埋め立て、盛り土及び切り土の行為について甲斐市において規制を行い、災害の防止、環境の保全を図ることを目的に条例の制定をしたいと考えております。

なお、県内においてこのような条例を制定している市町村は、韮崎市、北杜市、笛吹市など9つの市町村であります。

2、適用範囲につきましては、事業区域の面積が500平米以上3,000平米未満の土地の埋め立て、盛り土、切り土の行為を対象にしております。

また、500平米未満であっても、事業該当区域と一団の土地として認められる区域において、1年以内に同一事業主が行為を行った場合、また、施行中の場合で面積が500平米以上3,000平米未満の事業も対象と考えております。

その他、事業施行前の地盤の高さと事業施行後の地盤の高さの差が3メートル以上となる事業についても、適用の範囲と考えております。

県内の市町村においても、500平米以上3,000平米未満の事業に対しての規制をかけているのが7市村、7つの市と村、そのほか1,000平米以上に対して規制をかけているのが2市町あるような状況でございます。

3、許可につきましては、この規制についての許可は申請に基づき市長の許可制になります。

4、罰則につきましては、まず、許可もしくは変更の許可を受けずに事業を行った場合は1年以下の懲役または50万円以下の罰金、また、規制の中、義務違反を行った場合は5万円以下の罰金の過料を科すこととなります。

罰則につきましては、山梨県の条例では2年以下の懲役または100万円以下の罰金となっております。

県内の市町村につきましては、6つの市町村が1年以下の懲役または50万円以下の罰金と定めており、1つの村は50万円以下の罰金、2つの市が罰則規定を決めていないという状況でございます。

次に、5、施行日につきましては、周知期間を考慮した中で公布の日から3カ月後に施行を考えております。

この甲斐市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例は、第1条の目的から始まり

まして第28条まで、両罰規定までの全28条の構成を考えております。また、条例につきましては平成25年から規定に向けてスタートしたところでございますが、条例の中に罰則規定を定めることから検察庁との協議が必要であり、今回ようやく検察庁との協議が終了いたしましたので、この常任委員会において概要の説明をさせていただき、9月の定例会市議会において議案として提出したいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上、甲斐市土砂等による土地の埋立て等の規制の概要についての説明をさせていただきました。

よろしくお願いいたします。

○委員長（赤澤 厚君） 説明が終わりました。

この件については、9月の定例会の案件でございますので質疑は省略いたします。

以上で、甲斐市土砂等による土地の埋立て等の規制の概要についてを終了いたします。

次に、建設課からその他の報告がありましたら説明を受けたいと思います。

岩下課長。

○建設課長（岩下和也君） 引き続きよろしくお願いいたします。

9月定例会市議会に道路法第8条の規定により敷島地区の2路線の市道の路線認定をお願いすることになります。先ほど説明いたしました土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例ともどもよろしくお願いいたします。

また、何回かこの常任委員会の中でお話しをさせていただきました竜王駅南口案内看板につきましては、先週土曜日に設置することができました。本当にありがとうございます。

以上でございます。

○委員長（赤澤 厚君） 説明が終わりました。

この件についても、9月の定例会の案件でございますので質疑は省略いたします。

次に、委員より、農林振興課、建設課関係に特にお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

ありませんか。

[発言する者なし]

○委員長（赤澤 厚君） ないようですので、以上で農林振興課、建設課関係のその他を終了いたします。

ここで暫時休憩し、職員を入れかえを行います。

休憩 午後 3時39分

再開 午後 3時40分

○委員長（赤澤 厚君） 会議を再開いたします。

内容4番、ゆるキャラグランプリについてを議題といたします。

それでは、商工観光課長より説明をお願いいたします。

長田商工観光課長。

○商工観光課長（長田裕二君） お疲れさまです。

それでは、商工観光課からゆるキャラグランプリについてご報告いたします。

お手元の委員会資料をごらんください。

甲斐市のマスコットキャラクターのやはたいぬは、地域の魅力や特産品宣伝等を全国に向けてPRすることを目的に、全国のマスコットキャラクターたちの祭典であるゆるキャラグランプリ2015にエントリーしました。この祭典はエントリーしたマスコットキャラクターたちの人気度をインターネット投票による票数で順位を決めるもので、上位にランキングされるほど多くのメディアにも取り上げられ、より多くの人に甲斐市をPRできると考えています。

投票期間は8月17日から11月16日まで、毎日1回投票ができます。投票方法は、パソコン、タブレット、スマートフォン、フィーチャーフォンから投票ができますが、投票には初回のみですがID登録が必要で、資料の説明のと通りの操作が必要となります。

市議会議員の皆様にも、投票についてご理解、ご協力をお願いいたします。

また、ID登録、投票等にかかる通信料は個人負担となり、パッケージ定額サービスなどに契約していない場合、通信料が高額となる可能性がありますので、投票の依頼においても通信料については注意喚起を行っていきます。

操作方法の詳細説明は、担当係長から説明させます。

○委員長（赤澤 厚君） 森澤係長。

○観光交流係長（森澤篤史君） それでは、投票方法について具体的にご説明いたします。

資料最後にカラーチラシの裏面の投票方法をごらんください。

先ほど長田課長の説明にありましたとおり、ゆるキャラグランプリへの投票には、まずパソコン、タブレット、スマートフォン、またガラケーと呼ばれておりますフィーチャーフォ

ンなどの通信機器が必要となります。それらの通信機器でゆるキャラグランプリオフィシャルサイトへアクセスし、個人を認識するためのID登録が必要となりますが、内容は簡単なもので、まず、何も文字を入れない、いわゆる空メールというものを送信していただきますと、事務局から返信されます画面にパスワードを登録するという処理だけとなっております。このパスワードとはご自身で決めた英数字であります。この手続は最初1回だけの作業となります。その後、投票画面において山梨県を選んでいただきまして、やはたいぬを選択していただくと、投票手続を行うという流れになります。投票画面では最初の1回のみご自身のメールアドレス、また、先ほど登録していただいたパスワード等の入力を要しますが、以降は投票ボタンのみで投票が可能となっております。

また、資料の中段以降に書いてあります、各携帯会社のサービスに加入している場合は、先ほどのID登録等の手続が不要となりまして、さらに簡単に投票が可能となります。手続等面倒な作業がありまして煩わしさもございますが、甲斐市のPRのためにご理解、ご協力をお願いいたします。

以上で、説明を終わります。

○委員長（赤澤 厚君） 説明が終わりました。

委員より質疑等がありましたらお願いいたします。

質疑はございませんか。

清水委員。

○委員（清水正二君） スマートフォンとかで有料になる部分もあるというのを聞いたんだけど、その有料になる部分というのは高額になると1回にその場合でどのぐらいの金額になるのか、おおよそで。

○委員長（赤澤 厚君） 長田課長。

○商工観光課長（長田裕二君） 先ほどの説明の中で、パッケージの定額サービスに加入していない場合というような説明をさせていただきました。個人の携帯の契約内容は、ちょっといろいろ複雑というんですか、個人個人でいろいろな契約の内容になっていると思います。俗にいうパケ・ホーダイというような契約になっている場合は、幾らやっても一定の料金しかかからないんですけども、年代のちょっと上の方が持っているフィーチャーフォン、ガラケーというものでパケ・ホーダイ等に加入していない場合は、これがゆるキャラグランプリのサイトをその携帯でスマートフォンで見にいきます。

ゆるキャラグランプリのサイトのつくってある大きさ、これがバイトというような単位で

表現するんですけれども、その1キロバイト当たり0.63円という単価が決まっています。その1ページ当たりの大体の標準のページのサイズなんですけれども、私どものほうでちょっと調べた内容によりますと、大体1,000キロバイトあるということですので、定額料金のそういうサービスに加入していない場合は、0.63円掛ける1,000キロバイトですので、630円ほどかかってしまうのかなというような調べが出ております。

○委員長（赤澤 厚君） 清水委員。

○委員（清水正二君） そのガラケー、我々も持っているようなものということかな。こういうものでもって、メールで引っ張り出せっていうことだね。すると、630円かかると。パケ・ホーダイであれば、それはただということだね。無料というか、その中でもって一定の中でできるということだね。

今現在、投票というか、やはたいぬが中で、投票とその順位というのはどのぐらいになっているんですか。

○委員長（赤澤 厚君） 森澤係長。

○観光交流係長（森澤篤史君） それでは、8月17日月曜日から投票のほうが始まりました。きょうで8日目になります。それで、きょうの午後2時時点での投票数を申し上げます。やはたいぬは3,350票投票がありまして、今現在、全体で1,718体のうち101位となっております。山梨県の中ですと12体エントリーしてまして、今現在ですと2位です。韮崎市のニーラが若干、今3,504票で全体にすると96位になってまして、若干、今負けているようなところで、やはたいぬのほうを上回ったり、韮崎市が上回ったりというような状況になっております。

○委員長（赤澤 厚君） 清水委員。

○委員（清水正二君） ちょっと前まで見たときには、ゆるキャラ部門とそれ分かれていてね、甲斐市のやはたいぬが101位とか、ニーラちゃんのほうがちょっと下だったんだけど、そこら辺で要するに競っているわけだね。人口的に見て韮崎の3万くらいの人口と、7万くらいになる甲斐市の人口でいっても、それを呼びかければ、やはりできると思うんだけど、そこら辺のPRの仕方というのが、今の有料という部分もあるけれども、それは韮崎市も甲斐市も同じなわけで、そこら辺のところは競っているというところでもって、もうちょっと甲斐市伸びてもいいと思うんだけど、そこら辺の展開というのはどうなんですか。

○委員長（赤澤 厚君） 長田課長。

○商工観光課長（長田裕二君） この投票の依頼については広報なんかでお知らせしていると

おり、各大規模店舗で市内のラザウォーク初め、いつもはパークスとか、市外になりますけれども蕪崎のやはり大きな商店、あとは昭和町になりますけれどもイオンモール等で投票の依頼の遊説活動は行っております。また、職員においてもグループウェアで周知をさせていただきまして、職員の持っているスマートフォン等で投票に協力していただけるような形で、職員についても依頼をかけております。

○委員長（赤澤 厚君） 清水委員。

○委員（清水正二君） 職員にもということで、その事業所とか、そういうところもかけているということなんだけれども、そのほかにはそういったものでもって、例えば企業であるとか、職員の中にもデスクがあるんだけれども、そういうものからは単独にはできないか。

○委員長（赤澤 厚君） 長田課長。

○商工観光課長（長田裕二君） 市内にある大きな企業、また病院等においても投票の依頼を今かけている最中でございます。

以上です。

○委員長（赤澤 厚君） よろしいですか。

そのほかありますか。

米山委員。

○委員（米山 昇君） 今、聞いていますと、これはスマートフォンとかでもって投票するということですが、この全体がよくわからないんですけれども、ゆるキャラグランプリというのは何回なのか、これは投票だけで優勝とか準優勝とか決まるのか、あるいはそのうちにこれが予選なのか、ちょっと概要を話していただけますかね。

○委員長（赤澤 厚君） 森澤係長。

○観光交流係長（森澤篤史君） ゆるキャラグランプリにつきましては、2010年第1回が行われまして、2015年で第6回目のイベントとなります。当初は300体ほどのキャラクターしかいなかったんですが、今回1,718体とかなりのキャラクターが増加している状況になります。

もともとは、こちらはゆるキャラグランプリ実行委員会というところがしかけをして、地域活性化のためにゆるキャラを活用しようということで始めたことがきっかけとなっています。

また、実際に優勝しているキャラクターについては、かなりの経済効果があるという結果が発表されている状況となっております。

〔「投票があったろう、投票のことは」と呼ぶ者あり〕

○観光交流係長（森澤篤史君） すみません、投票につきましては、8月17日から11月16日の……、3カ月間、インターネットの投票になります。

本選は11月21、22、23の3日間、こちら現地の決選投票というのが行われまして、これを総計したもので優勝を決めるという形になっております。

以上です。

○委員長（赤澤 厚君） 米山委員。

○委員（米山 昇君） だから、これはあくまでも早く言えば予選というようなことになろうかと思いますが、その本選というのは大体どのぐらい、何体まで出犬だか出馬だか知らないけれども、出られて、それをどうやって優勝とか決めるのか。

○委員長（赤澤 厚君） 森澤係長。

○観光交流係長（森澤篤史君） インターネットのほうで投票を11月16日で締め切りまして、こちらで上位100体が対象となりまして、本選の決選投票という形になります。

決選投票につきましては、投票権が必要になります。投票権につきましては、入場券で販売していたり、あと、公式ガイドブックのほうでついている投票権というもので各自持っていて、それが1票ではなくて、倍率がまだ発表されていないんですがつきます。そうすると、昨年度はその1票につき2票分の価値があるということで、最終的にはそれによってまた決選投票で1位、2位が逆転するという楽しみがあるということで、オフィシャルサイトのほうでは説明がされております。

以上です。

○委員長（赤澤 厚君） 米山委員。

○委員（米山 昇君） そうすると何、100体になったのをまた投票権というか、どこかの会場へ集まってやるということになしに、大体100体はどこで調べればわかるのか、どうやって投票するのか、その中身がよくわからないんですけれども、ちょっと説明をお願いします。

○委員長（赤澤 厚君） 森澤係長。

○観光交流係長（森澤篤史君） 今現在インターネットで投票しているところにも、毎日順位が発表されております。11月16日時点で最終的な順位が確定いたします。それで、100位以内のゆるキャラが本番に集まっていただいて、そこで最後に決選投票という形で、その際にPR等も行うというふうに話を聞いております。

集まる場所につきましては、今年度の会場が静岡県浜松市渚園特設会場というところが会

場となっております。

以上です。

○委員長（赤澤 厚君） 米山委員。

○委員（米山 昇君） 今聞きますと、静岡のほうで本番が開かれると。それに何とか100体に入れるように今努力していると、こういう状況だと思いますが、先ほどの説明の中でかなり経済効果があるというようなお話がありましたが、一体これがどういう経済効果と結びつくのか、どんなことが想定されるのか、ちょっとお話しを願います。

○委員長（赤澤 厚君） 森澤係長。

○観光交流係長（森澤篤史君） こちらはぐんまちゃんという昨年の優勝のキャラクターの関係で、経済研究所のほうで調査をしたという結果なんです、こちらは2013、2014と2カ年出まして、今年度については優勝したキャラクターということでエントリーできないという形になっておりますけれども、2年間で約33億円という経済効果があったというふうに発表されています。例えばぐんまちゃんのデザインの利用者等の聞き取りについても、関連グッズの売り上げの増加、また、県から原材料の調達等の率が伸びるということがあったり、また商品が拡大したりという波及効果もあるということで、累計で33億円という形の発表がされております。

○委員長（赤澤 厚君） 米山委員。

○委員（米山 昇君） しつこくて申しわけないですが、100体の中へ入れば、優勝すればかなりの経済効果があるようですが、100体の中に入って静岡まで行くということになると旅費だとかいろいろかかるとは思います、それは別口でまた支払うのか、今、委託料の中で払うのか、その辺の経費はいかがなんでしょうか。

○委員長（赤澤 厚君） 長田課長。

○商工観光課長（長田裕二君） このグランプリの経費については、当初予算のほうでPR活動ということで741万7,000円という予算を計上させていただいています。その中で、このグランプリに向けてのPR活動ということで、派遣委託等で100万円ほど、あとチラシ、ポスター等の作成で28万円ほど、あとゆるキャラグランプリのもし100位以内に入った場合にそちらの現地のほうに行くということで、旅費のほうで23万円ほど計上をさせていただきます。

○委員長（赤澤 厚君） よろしいですか。

そのほかございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（赤澤 厚君） なければ委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

傍聴議員、質疑ありますか。

五味議員。

○議員（五味武彦君） ゆるキャラグランプリ実行委員会が主催という形だと思うんですが、この構成団体、民間なのか、公共団体が入っているのか、どういう団体なのか教えていただきたいんですが。

○委員長（赤澤 厚君） 森澤係長。

○観光交流係長（森澤篤史君） 実行委員会の代表のみしか今こちらで調べていないんですけども、この方につきましては民間のディスクベリー・ドット・コムというイベント系列の会社の社長さんが実行委員会の会長となっております。

○委員長（赤澤 厚君） 五味議員。

○議員（五味武彦君） もう1つ、こういうチラシをつくる場合に、これだと投票してくれという意味合いだと思うんですが、こういう大会はどこがやるかというのは結構みんな気にするところだと思うんですよ。ですから、ここに主催という部分もやっぱり入れるべきじゃないかなと。主催団体ですよ。これ全部刷っちゃったものじゃしようがないんですが、もし今から変更できるのであれば、そういうものも入れるべきではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○委員長（赤澤 厚君） 森澤係長。

○観光交流係長（森澤篤史君） 現在、チラシのほうはかなり大量に刷って準備はしているんですが、追加する部分についてそのように変更をできる限りしていきたいと思います。

○委員長（赤澤 厚君） その他ございますか。

三浦議員。

○議員（三浦進吾君） このパンフレットを見ると、「1日1票応援よろしくね」と書いてあるんです。同じ人が毎日、極端に言えばやっていいということなんですが、そうするとやっぱり人口が多いところとかいうことがあるわけですけども、同じ人が何回も投票というのはどこの市町村でも同じようにルールでやっておるのか、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（赤澤 厚君） 長田課長。

○商工観光課長（長田裕二君） この1日1票というのは、この大会については全ての県で

も、参加している、投票する方については1日1票ということで、どのキャラクターに投票しても1日1回できるという決まりです。

○委員長（赤澤 厚君） 三浦議員。

○議員（三浦進吾君） 1日1票というのは、例えば、やはたいぬばかりというのはまずいわけですか。その辺がちょっとわからないんですけども、お聞きしたいと思います。

○委員長（赤澤 厚君） 長田課長。

○商工観光課長（長田裕二君） 先ほど説明したとおり、スマートフォンを持っていれば、そのスマートフォンで1日1票。個人の方がやるわけですから、私どもは甲斐市ですので、やはたいぬを推しております。その方はやはたいぬに投票していただければそれは結構ですし、極端な話ですと、やはたいぬではなくて別に気に入ったキャラクターがいれば、そちらのほうにも投票は1日1回はできます。

以上です。

○委員長（赤澤 厚君） そのほかございますか。

[発言する者なし]

○委員長（赤澤 厚君） なければ傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で、ゆるキャラグランプリについてを終了します。

次に、商工観光課よりその他の報告がありましたら、説明を受けたいと思います。

長田課長。

○商工観光課長（長田裕二君） それでは、甲斐市のプレミアムつき商品券事業について口頭でご報告いたします。

甲斐市商工会が事業主体となり7月1日水曜日より販売いたしました甲斐市スーパープレミアム付商品券4万セットについては、市議会議員の皆様にも購入のご協力をいただく中で8月3日に完売いたしました。

今後は商品券購入者に対し、商品券の使用期限であります12月31日までの商品券使用についてのPRを商工会と連携して行っていく計画であります。

以上で、報告を終わります。

○委員長（赤澤 厚君） 説明が終わりました。

説明についての質疑がありましたら受けたいと思います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○委員長（赤澤 厚君） 質疑はございませんので、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

三浦委員。

○議員（三浦進吾君） 商品券はいろいろお話を聞くんですけども、特に商工観光課のほうには、例えば大型店と地元の商店との比率がなんていうことで、意見はどのぐらいお聞きしたか。その辺ではこれからもちろんいろいろ調査したり、また皆さんのアンケートを拾うと思うんですけども、何かその辺で特に情報が入っているかどうかお尋ねしたいと思います。

○委員長（赤澤 厚君） 長田課長。

○商工観光課長（長田裕二君） ご指摘のとおり商品券についての率、大型店と地元の小売の率については、商工観光課のほうに市民の方からご意見はいただいております。ちょっと今、件数等はここでは把握はしてございません。ただ、やはり大型店と小売店の率のご意見は数多く寄せられております。今後はまたこの事業が来年もあるかどうかはちょっとわかりませんが、またあった場合については、今回はそういうことも考慮しながら事業のほうを進めていきたいと考えています。

○委員長（赤澤 厚君） よろしいですか。

そのほかございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（赤澤 厚君） ほかに質疑がないようですので、これで傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で、甲斐市スーパープレミアム付商品券についてを終了します。

次に、委員より、商工観光課関係に特にお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

ありませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（赤澤 厚君） 以上で、商工観光課のその他を終了いたします。

ここで暫時休憩し、職員が退席します。

休憩 午後 4時06分

再開 午後 4時09分

○委員長（赤澤 厚君） それでは、会議を再開します。

次に、内容5番、意見交換会についてを議題といたします。

意見交換会については、建設経済常任委員会が所管する関係のテーマを決め、毎年意見交換会を開催しております。

お手元に建設経済常任委員会が所管する行政委員等一覧を配付しております。委員の皆様より提案等、ご意見等がありましたらお願いいたします。

いかがでしょうか。

〔発言する者なし〕

○委員長（赤澤 厚君） ちなみに前、下のほうに商工会、農協、梨北、農の駅双葉で去年はゆうのうということで、実施した団体等であります。

もしよければ、こちらから提案なんですけれども、一任させていただければ事務局とまた、先方とも当然都合もありますので、また次の委員会のときに皆さんに報告して、こちらの日程の中で実行したいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

特に皆さん方からこことやりたいという意見がありましたら、事前に言っていただければ、それは十分参考にした中で進めていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

それでは次回、さっき私が申しとおおり、私と事務局とで提案をさせていただくことでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（赤澤 厚君） それでは、意見交換会の詳細については、私から次回の提案をさせていただくことに決定をいたしました。

次に、意見交換会の日程でございますけれども、相手方との調整もありますので、9月定例会が終わった後の10月から11月ぐらいに実施するというご一任いただきたいと考えておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

引き続き、次第の4番、その他に入ります。

委員の皆さん方に、その他何かありましたらお願いをいたします。

ありませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（赤澤 厚君） 事務局、その他ありますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（赤澤 厚君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了しました。

以上をもちまして、建設経済常任委員会を閉会といたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 4時12分